

(3) 計画の役割 (案)

第三次いわき市男女共同参画プラン (平成28~令和2年度)	第四次いわき市男女共同参画プラン 【案】 (令和3~7年度)
	<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画社会を形成していくには、実態に応じた施策の方向性を作り、計画的に実施していくことが望まれる。 • 施策は教育、メディア、国際、労働、企業活動及び保健福祉など、広範囲において多岐に渡っており、部局間で総合的かつ体系的に展開していく必要がある。 • いわき市男女共同参画推進条例第10条第1項「市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない」に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的施策を実施する。

(4) 基本理念 (案)

第三次いわき市男女共同参画プラン (平成28~令和2年度)	第四次いわき市男女共同参画プラン 【案】 (令和3~7年度)
	※基本理念は「いわき市男女共同参画推進条例」第3条に位置づけられている。
2 基本理念 男女の性差にとらわれず個人が尊重され、一つの生命が生き生きと輝き、個性と能力を発揮することができる権利と責任を分かち合う男女平等社会	2 基本理念 男女の性差にとらわれず個人が尊重され、一つの生命が生き生きと輝き、個性と能力を発揮することができる権利と責任を分かち合う男女平等社会
具体的な目指すべき社会のあり方 ① 性別により差別されることなく、一人一人の人権が尊重される社会 ② 自分の生き方は、性別にとらわれることなく自分で選択でき、その選択がされる社会 ③ すべての人が、社会のあらゆる分野で、みんなが方針決定に参加する社会 ④ みんなが相互に協力し、社会の支援を受け、家庭、社会における活動を両立できる社会 ⑤ 対等な関係のもとに、妊娠・出産等について自らの意思が尊重され、生涯にわたって心身ともに健康が維持される社会 ⑥ 国際社会の取組と密接な関係を有し、共生できる社会	具体的な目指すべき社会のあり方 ① 性別により差別されることなく、一人一人の人権が尊重される社会 ② 自分の生き方は、性別にとらわれることなく自分で選択でき、その選択がされる社会 ③ すべての人が、社会のあらゆる分野で、みんなが方針決定に参加する社会 ④ みんなが相互に協力し、社会の支援を受け、家庭、社会における活動を両立できる社会 ⑤ 対等な関係のもとに、妊娠・出産等について自らの意思が尊重され、生涯にわたって心身ともに健康が維持される社会 ⑥ 国際社会の取組と密接な関係を有し、共生できる社会